

# 徳島飛行場周辺の第一種区域の見直し

## 1. 経緯

- 徳島飛行場周辺の第一種区域は、昭和57年の指定の後、滑走路移設等により騒音状況が変化。
- 平成28、29年及び令和6年、関係自治体へ説明の上、同区域を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を実施し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成。  
(騒音度調査は令和6年12月まで実施)

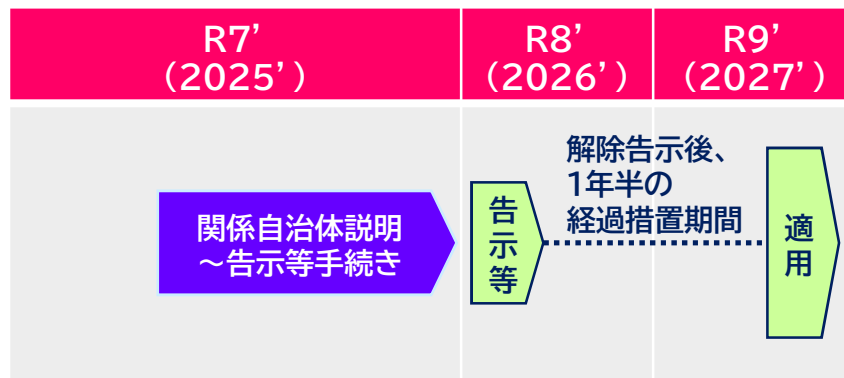
## 2. 調査結果(騒音コンター)等

- ※ 騒音コンター内に住宅が所在していないことから、第一種区域は解除。



## 3. 今後の動き

関係自治体への説明を実施後、告示等を行い、令和9年度秋頃、第一種区域の指定を解除(適用)予定。



# ◆調査結果の概要

## ■第一種区域(住宅防音工事対象区域)(Lden62デシベル以上:WECPNL75以上)

- Lden62デシベルコンター(赤線)の面積は、現行の第一種区域と比べて、大きく縮小し、陸上部分の面積は、約360haから約16haとなっています。  
これは、現行の第一種区域指定後、滑走路が東側(海側)へ移設及び延長されたことや、配備機種の変更(B65→TC90)によるものです。

※滑走路は、東へ500m移動し、海側に1000m延長。

※S54調査における西向きに離陸した際の最大値(平均)は、B65が96.0dB、TC90が83.3dB。(約13dBの差)

- ほとんどの部分が飛行場内に包含されており、飛行場外となった部分については、畑や公園など、住宅が所在していない地域となりました。

- 1日の標準飛行回数は、現行の第一種区域指定時の206回と比べ、実態を調査した結果、115回と約44%少ない結果となりました。

※標準飛行回数は、騒音発生時間帯毎の重み付けを行った回数。

## 【対象区域面積(陸上部分)及び世帯数】

- ・現行の第一種区域:  
約 360ha  
約1700世帯※S57指定当時  
(令和7年度待機世帯解消見込み)

- ・Lden62デシベルコンター:約16ha※推定  
0世帯



## ◆第一種区域の見直しにおける取組

### ■解除告示

- 住宅防音工事は、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域の指定(告示)の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。
- 今般の調査結果であるLden62デシベルコンター内に住宅が所在していないため、現在の第一種区域をすべて解除します。

### ■経過措置

- 現行の第一種区域等の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、一定の期間(約1年6か月)の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を受け付けます。
- この期間中に希望届を受け付けた住宅については、現在の第一種区域が解除(廃止)された後も現行の工事内容で防音工事を実施します。